

1 秋田県公共事業電子入札運用基準の一部改正について

秋田県公共事業電子入札運用基準（平成23年9月15日建管－1259）の一部を次のように改正する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

秋田県公共事業電子入札運用基準の一部改正新旧対照表

新	旧
（利用者登録） 第3 （略） 2 （略） 3 許可換えの場合は、利用者登録情報が削除されたことを確認した後、すみやかに新しい許可番号で利用者登録を行うものとする。この際、既に旧許可番号で手続きを行った案件があるとき、入札前であった場合は第10による紙入札へ変更するものとし、入札後であった場合は、開札結果の確認は開札会場で行うものとする。 <u>（共同利用における取扱い）</u> <u>第6 入札可能なICカードは、第4の規定によるほか、別紙1の秋田県電子入札共同利用連絡協議会正会員（以下「正会員」という。）の入札参加資格を有する代表者に限る。</u> <u>第7～10</u> （略） （技術資料及び見積内訳明細書等） <u>第11</u> （略） 保存するファイル形式 <u>一太郎2019以降のもの</u> <u>Word 2016以降のもの</u> <u>Excel 2016以降のもの</u> PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式、GIF形式、<u>PNG形式</u>） 上記に加え特別に認めたファイル形式 2 圧縮方法の指定 ファイル圧縮を認める場合は、<u>ZIP形式</u>とする。	（利用者登録） 第3 （略） 2 （略） 3 許可換えの場合は、利用者登録情報が削除されたことを確認した後、すみやかに新しい許可番号で利用者登録を行うものとする。この際、既に旧許可番号で手続きを行った案件があるとき、入札前であった場合は第9による紙入札へ変更するものとし、入札後であった場合は、開札結果の確認は開札会場で行うものとする。 （追加） <u>第6～9</u> （略） （技術資料及び見積内訳明細書等） <u>第10</u> （略） 保存するファイル形式 <u>Ver. 13形式以下のもの</u> <u>Word XP形式以下のもの</u> <u>Excel XP形式以下のもの</u> PDFファイル 画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式<u> </u>） 上記に加え特別に認めたファイル形式 2 圧縮方法の指定 ファイル圧縮を認める場合は、<u>LZH又はZIP形式</u>とする。

ただし、自己解凍方式は認めない。

3 (略)

4 郵送の方法及び時間設定

郵送での提出を認める場合には、必要書類の一式を郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

また、郵送による提出を認める場合は、電子入札システムにより、技術資料として次の内容を記載した書面を送信するものとする。

- (1) 郵送する旨の表示
- (2) 郵送する書類の目録
- (3) 郵送する書類のページ数
- (4) 発送年月日

郵送の締切（必着。以下同じ。）は、電子入札システムの締切の日時と同一とする。

また郵送にあつては、郵便書留等の配達の記録が残るものを利用するものと

する。

第12～18 (略)

様式1～3

令和 年 月 日

別紙1

ただし、自己解凍方式は認めない。

3 (略)

4 郵送の方法及び時間設定

郵送での提出を認める場合には、必要書類の一式を郵送するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

また、郵送による提出を認める場合は、電子入札システムにより、技術資料として次の内容を記載した書面を送信するものとする。

- (1) 郵送する旨の表示
- (2) 郵送する書類の目録
- (3) 郵送する書類のページ数
- (4) 発送年月日

郵送の締切（必着。以下同じ。）は、電子入札システムの締切の日時と同一とする。

また郵送にあつては、郵便書留等の配達の記録が残るものを利用するものとし、郵送された資料を受領した場合にはすみやかに電子入札システムによる受付票の発行を行う。

第11～17 (略)

様式1～3

平成 年 月 日

(追加)